

第2次糸魚川市環境基本計画策定について

- ・糸魚川市環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長期的な目標と施策の大綱を内容とする糸魚川市環境基本計画を策定。（根拠法令 別紙1）
- ・平成21年度に策定した、環境基本計画が平成31年度に計画期間が終了するため、当初策定した計画をもとに、第2次環境基本計画を策定する。

糸魚川市環境基本条例（抜粋）

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

環境の保全に関する長期的な目標

環境の保全に関する長期的かつ総合的な施策の大綱

前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映するよう努めるとともに、第24条に規定する糸魚川市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する

計画策定年度 平成31年度（スケジュールは、別紙2のとおり）

計画期間 平成32年度から平成41年度まで（10年間）

策定内容

- ・目的などの基本事項
- ・現状と課題
- ・目標
- ・施策の展開
- ・推進方法